

市道除草作業実施報告・報償費の請求手続きについて

三次市 建設部 土木課

1. 交付要件

- ① 認定された市道であること。(農道・林道・里道は対象になりません。)
- ② 団体による作業であること。(個人での作業は対象になりません。)
- ③ 交付する回数は、1年度で1路線につき2回までです。
- ④ 法面・路肩からそれぞれ1mの範囲で行う除草作業が交付対象となります。
- ⑤ 報償費の額は除草面積1㎡あたり20円です。

2. 請求にあたっての注意事項

- ① 別紙、市道除草作業実施報告書兼請求書(様式1)に作業場所を記入した位置図と写真(作業前・作業後)を添付してください。
- ② 口座振替での受け取りになります。振替口座番号及び名義(フリガナも必ず記入してください)を正確に記入してください。口座名義が違くと振り込みができません。
- ③ 印鑑は代表者印を使用してください。
代表者印とは、代表者の個人印です。(認印でも可)
- ④ 市道除草作業実施報告書兼請求書(様式1)の中で「請求者」「口座名義」に記入する団体名は、全て同じにしてください。同じにできない場合は「委任状兼作業従事者名簿(様式2)」が必要となります。(個人名義の場合、名簿に署名してください。署名は直筆でお願いします。)
- ⑤ 実施状況を確認する必要があるため、作業終了後1ヶ月以内に請求書をご提出ください。なお、1ヶ月を超え実施状況が確認できない場合には報償費の支払いができません場合があります。

3. 作業中の事故があった場合

市道除草作業中に万が一事故が発生した場合等には事故の状況によっては市が加入している保険により補償対象となるものもあります。対象となる場合には保険金請求手続きをいたしますので、下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

<お問い合わせ先>

三次市 土木課 管理係 (0824) 62-6305

もしくは各支所の地域づくり係まで

君田支所 (0824) 53-2112

吉舎支所 (0824) 43-3112

布野支所 (0824) 54-2112

三良坂支所 (0824) 44-4511

作木支所 (0824) 55-2112

三和支所 (0824) 52-3114

甲奴支所 (0847) 67-2122